平成26年(厚)第878号

平成27年8月28日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、障害認定日をその 受給権発生日とする国民年金法(以下「国 年法」という。)による障害基礎年金及び 厚生年金保険法(以下「厚年法」という。) による障害厚生年金(以下、併せて「障害 給付」という。)の支給を求めるというも のである。

第2 再審查請求の経過

- 1 請求人は、初診日を平成○年○月○日 とする躁うつ病(なお、提出されたa病 院(以下「本件a病院」という。)b科・ A医師(以下「A医師」という。) 作成 の平成○年○月○日現症に係る平成○年 〇月〇日付診断書(以下「本件診断書」 という。) の障害の原因となった傷病名 は「双極性感情障害」とされていると ころ、「躁うつ病」と「双極性感情障害」 は同一傷病と認められることから、以下、 これらのいずれをも、「当該傷病」とい う。) により障害の状態にあるとして、 平成〇年〇月〇日 (受付)、厚生労働大 臣に対し、障害認定日による請求(予備 的に事後重症による請求) として障害給 付の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、請求のあった傷病(躁うつ病)について、障害認定日である平成○年○月○日現在の障害の状態は、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表(障害年金1級、2級の障害の程度を定めた表)・厚年法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1 (障害年金3級の障害の程度を定めた表)に定める障害の状態に該当していないという理由により、障害給付を支給しない旨の処分

- (以下「原処分1」という。)をし、平成 〇年〇月〇日付で、請求人に対し、裁定 請求日における請求人の当該傷病による 障害の状態は、厚年令別表第1に定める 程度に該当するとして、平成〇年〇月〇 日をその受給権発生の日とする障害等級 3級の障害厚生年金を支給する旨の処分 (以下「原処分2」といい、原処分1と 併せて「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の 社会保険審査官(以下「審査官」という。) に対する審査請求をしたところ、厚生労 働大臣は、審査請求事件が係属中の平成 ○年○月○日付けで、請求人に対し、原 処分2を変更して、裁定請求日における 請求人の当該傷病による障害の状態は、 国年令別表に定める2級の程度に該当す るとして、平成○年○月○日をその受給 権発生の日とする障害等級2級の障害給 付を支給する旨の処分をした。請求人は、 原処分1についての審査請求を維持した ところ、審査官が平成〇年〇月〇日付け でこれを棄却したことから、なおも原処 分1を不服として、当審査会に対する再 審査請求に及んだ。

第3 当審査会の判断

- 1 厚年法第47条第1項によると、疾病 にかかり、又は負傷し、その傷病又は負 傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷 病」という。) の初診日(初めて医師又 は歯科医師の診療を受けた日) において 厚生年金保険の被保険者であった者が、 障害認定日(当該初診日から起算して1 年6月を経過した日(その期間内にその 傷病が治った場合には、その治った日。 その症状が固定し治療の効果が期待でき ない状態に至った日を含む。)をいう。) において、その傷病による障害の状態が 同条第2項に規定する障害等級に該当す る程度の障害の状態にあるときは、その 者に障害厚生年金を支給すると規定され ている。
- 2 そして、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態は、政令で定め

ると規定されているところ、厚年令第3条の8によれば、障害等級の各級の障害の状態は、1級及び2級についてはそれぞれ国年令別表に定める状態とし、3級については厚年令別表第1に定める障害の状態とすると規定されており、障害の状態が国年令別表に定める程度(1級又は2級)に該当する場合は、障害基礎年金も支給されることになっている。

- 3 本件の場合、本件記録から当該傷病の初診日は平成○年○月○日と認められ、障害認定日は当該初診日から起算し1年6か月を経過した平成○年○月○日であることについては、当事者間に争いがないものと解されるところ、請求人は、第2の2記載の理由によりなされた原処分1に対し、これを不服としているのであるから、本件の問題点は、障害認定日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)が、提出されている診断書などの資料に基づいて、国年令別表あるいは厚年令別表第1に定める障害の程度に該当していないと認められるかどうかである。
- 4 当該傷病による障害により障害等級2 級の障害給付又は3級の障害厚生年金が 支給される障害の程度としては、2級に ついては、国年令別表の16号に、「精 神の障害であつて、前各号と同程度(注: 日常生活が著しい制限を受けるか、又は 日常生活に著しい制限を加えることを必 要とする程度) 以上と認められる程度の もの」が、3級については、厚年令別表 第1の13号に、「精神又は神経系統に、 労働が著しい制限を受けるか、又は労働 に著しい制限を加えることを必要とする 程度の障害を残すもの」が、その14号 に「傷病が治らないで、身体の機能又は 精神若しくは神経系統に、労働が制限を 受けるか、又は労働に制限を加えること を必要とする程度の障害を有するもので あつて、厚生労働大臣が定めるもの」が、 それぞれ掲げられている。

そうして、障害の程度を認定するためのより具体的な基準として社会保険庁

により発出され、同庁の廃止後は厚生労 働省の発出したものとみなされて、なお 効力を有するものとされている「国民年 金・厚生年金保険障害認定基準」(以下 「認定基準」という。)が定められており、 当審査会としても、障害の認定及び給付 の公平を期するための尺度として、これ に依拠するのが相当と考えるところ、こ の認定基準によれば、精神の障害の程度 は、その原因、諸症状、治療及びその病 状の経過、具体的な日常生活状況等によ り、総合的に認定するものとし、日常生 活が著しい制限を受けるか又は日常生活 に著しい制限を加えることを必要とする 程度のものを2級に、労働が著しい制限 を受けるか又は労働に著しい制限を加え ることを必要とする程度の障害を残すも の、及び労働が制限を受けるか又は労働 に制限を加えることを必要とする程度の 障害を有するものを3級に該当するもの と認定するとされ、精神の障害は、「統 合失調症、統合失調症型障害及び妄想性 障害」、「気分(感情)障害」、「症状性を 含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知 的障害」、「発達障害」に区分され、気分 (感情) 障害による障害で2級又は3級 に相当すると認められるものの例示とし て、2級については、「気分、意欲・行 動の障害及び思考障害の病相期があり、 かつ、これが持続したり又はひんぱんに 繰り返したりするため、日常生活が著し い制限を受けるもの」が、3級について は、「気分、意欲・行動の障害及び思考 障害の病相期があり、その病状は著しく ないが、これが持続したり又は繰り返し、 労働が制限を受けるもの」が、それぞれ 掲げられている。そして、気分(感情) 障害は、本来、症状の著明な時期と症状 の消失する時期を繰り返すものであり、 したがって、現症のみによって認定する ことは不十分であり、症状の経過及びそ れによる日常生活活動等の状態を十分考 慮することとされ、日常生活能力等の判 定に当たっては、身体的機能及び精神的 機能を考慮の上、社会的な適応性の程度 によって判断するよう努めることとされている。

なお、認定基準「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「3 認定の方法」によると、障害の程度の認定は、診断書及びX線フイルム等添付資料により行い、ただし、提出された診断書等のみでは認定が困難な場合には、再診断を求め又は療養の経過、日常生活状況等の調査、検診、その他所要の調査等を実施するなどして、具体的かつ客観的な情報を収集した上で、認定を行い、原則として、本人の申立等及び記憶に基づく受診証明のみでは判断せず、必ず、その裏付けの資料を収集すること」とされている。

5 さらに、障害給付の裁定請求において は、その障害の状態がいかなるもので、 それが国年法別表ないしは厚年令別表第 1の定める程度に該当するかどうかの認 定は、受給権の発生・内容にかかわる重 大なことであるから、それが客観的かつ 公正・公平に行われなければならないこ とはいうまでもないところである。した がって、それらの認定は、障害の状態・ 程度を認定すべきものとされている時期 において、その傷病にかかる診断を行っ た医師(歯科医師を含む。以下同じ。) ないし医療機関が診断当時に作成した診 断書、若しくは、医師ないし医療機関が、 診断が行われた当時に作成された診療録 等の客観性のあるいわゆる医証の記載に 基づいて作成した診断書、又は、これら に準ずるものと認められるような証明力 の高い資料(以下、これらの要件を満た す資料を、便宜上、「障害程度認定適格 資料」という。)によって行わなければ ならないものと解するのが相当である。

そうして、本件で提出されているすべての資料の中から、その作成者及び記載内容から障害程度認定適格資料として検討すべきものをすべて挙げてみると、①本件診断書、② A医師作成の平成〇年〇月〇日母症に係る同月〇日付診断書、③ c病院b科・B医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、④ d病

院(以下「d病院」という。)·C医師(以 下「C医師」という。) 作成の平成○年 ○月○日付診療情報提供書、⑤ e 薬局 f 店作成の請求人にかかる「おくすり手 帳」、⑥ g薬局h店作成の請求人にか かる「おくすり手帳」、⑦ 請求人にか かる自立支援医療受給者証、® i 病院 (以下「i病院」という。) 心療内科・b 科作成の請求人にかかる平成○年○月○ 日から平成○年○月○日までの外来診療 録(医師の氏名は「C医師」とされてい る。)、及び、⑨ 本件 a 病院作成の平成 ○年○月○日から同年○月○日までの外 来診療録があり、これよりほかには存し ないところ、これらの各資料(以下、そ れぞれ「資料①」などという。)をみると、 次のとおりである。

すなわち、資料①によると、障害の原 因となった傷病名には、当該傷病が掲げ られ、診断書作成医療機関における初診 時所見の初診年月日は、平成○年○月○ 日とされた上で、発病から現在までの病 歴及び治療の経過等は、請求人が平成○ 年○月○日に陳述したとして、「平成○ 年まで「気分の上がり下がりが激しく、 上がっている時は爽快感、浪費、気分高 揚、観念奔逸があった | 平成○年より「突 然涙が出てくる」「夜寝ようとすると動 悸がして来てちょっとの音でも目が覚め る」「何もしたくない。何をしても楽し くない」等の症状出現。同年〇月〇日 d 病院受診。外来通院継続していた。抑う つ状態強く、易疲労感、イライラ感、パ ニック発作等の症状が認められる。」と され、平成○年○月○日現症の障害の状 態として、抑うつ状態(思考・運動制止、 刺激性、興奮、憂うつ気分、希死念慮)、 そう状態(感情昂揚・刺激性、易怒性・ 被刺激性亢進) の病状又は状態像がみら れ、その具体的な程度・症状は、軽躁時 には気分高揚し爽快感あり、過活動にな り、現時点では強い不安感、抑うつ気分、 意欲・食欲低下が持続しており、希死念 慮、自傷行為等が見られるとされ、日常 生活能力の判定は、適切な食事、身辺の

清潔保持、金銭管理と買い物、通院と服 薬(要)、他人との意思伝達及び対人関係、 身辺の安全保持及び危機対応、社会性は、 いずれも、(自発的かつ適正に行うこと はできないが) 助言や指導があればでき るとされ、日常生活能力の程度は、「(4) 精神障害を認め、日常生活における身の まわりのことも、多くの援助が必要であ る。」と判断され、現症時の就労状況は、 市役所に3か月勤続し、月16日勤務し て、7万円程度の給与があり、仕事場で の援助の状況や意思疎通の状況は、人と 話をすることができず、有休を使い切り かつ休む日が多かったが、病気を隠して 就労、周囲の気遣いありとされ、障害者 自立支援法に規定する自立訓練、共同生 活援助、共同生活介護、在宅介護、その 他障害福祉サービス等の利用はなく、現 症時の日常生活活動能力及び労働能力 は、現時点での就労は無理であるとさ れ、予後は現時点では不明、備考は、「障 害認定日の症状については当時の診療録 よりd病院に代わり記載。」とされてい る。そうすると、本件診断書は、平成○ 年○月○日現症について記載しているも のの、請求人が、本件 a 病院を初診した のは、障害認定日から2年ほど経過した 平成○年○月○日であり、障害認定日当 時、A医師は請求人を診察していないこ とが認められる。そうして、A医師は、 障害認定日の現症については、当時、請 求人が受診していたd病院作成の診療録 に基づいて記載したとしているが、資料 ⑧の i 病院作成の診療録をみると、平成 ○年○月○日は、アルバイト車で行ける 楽な仕事、電車は独りでは乗れないが人 と一緒ならOK、頭痛も時々などと記載 されており、頭痛時に1日2回まで頓服 すると指示され、非ステロイド抗炎症鎮 痛薬 (ロキソニン錠) 等が30日分処方 されているが、当時において、請求人が、 適切な食事、身辺の清潔保持、金銭管理 と買い物、通院と服薬、他人との意思伝 達及び対人関係、身辺の安全保持及び危 機対応、社会性の日常生活能力の判定の 各項目について、それぞれそれが「でき る」、「自発的にあるいはおおむねできる が時には助言や指導を必要とする」、「(自 発的かつ適正に行うことはできないが) 助言や指導があればできる」、「助言や指 導をしてもできない若しくは行わない! の4段階の障害の程度のどれに該当する かどうか、あるいは、日常生活能力の程 度が、「精神障害(病的体験・残遺症状・ 認知症・性格変化等)を認めるが、社会 生活は普通にできる」、「家庭内での日常 生活は普通にできるが、社会生活には、 援助が必要である」、「家庭内での単純な 日常生活はできるが、時に応じて援助が 必要である」、「日常生活における身のま わりのことも、多くの援助が必要であ る」、そして、「身のまわりのこともほと んどできないため、常時の援助が必要で ある」の5段階のどの程度に該当するか については、これら診療録の記載を詳細 に検討しても、その記録はなく、これら に基づいて本件診断書の現症を具体的に 記載することは不可能であったと認めら れ、これを完全に否定し得る他のいかな る資料や根拠も見出すことはできないこ とから、障害認定日当時の現症について 記載した本件診断書を採用することはで きない。なお、障害認定日前後の外来診 療録の記載をみても、当時、請求人は、 時々頭痛が持続し、アルバイトに行って いることがうかがわれるのみで、具体的 な日常生活能力の判定、日常生活能力の 程度については不詳である。そうすると、 本件診断書は、請求人の申立てに基づい て、請求人が本件 a 病院を初診した平成 ○年○月○日以降の診察記録などを参考 にして、あくまで医師の推測によって記 載されたものと認められ、本資料によっ て本件障害の状態がいかなるものであっ たかを判断することはできない。

資料②は、平成○年○月○日現症について記載されている診断書であり、障害認定日当時についての記載はなく、本資料によって本件障害の状態がいかなるものであったかを判断することはできな

V)

資料③は、当時の診療録より記載した ものとされた上で、傷病名を「うつ状態」、 発病年月日を「平成〇年〇月」、前医か らの紹介状は「有」とされ、資料④が添 付されている。そして、発病から初診ま での経過は、平成○年○月頃から仕事上 の負荷により睡眠障害、食欲低下、嘔吐、 思考力低下などが出現をはじめ、平成○ 年○月○日より d 病院受診、その後、平 成〇年〇月〇日に来院したとして、初診 年月日は「平成○年○月○日」とされて いる。資料④は、診断を「神経症性障害(う つ状態)」とされ、d病院の初診日は「平 成〇年〇月〇日」として、平成〇年〇月 頃から仕事上のストレスが原因となり、 不眠、食欲低下、嘔気、思考力・集中力 の低下、不安、抑うつなどが認められ、 ドグマチール、アモキサン等を主剤に治 療し、一旦、症状軽快したが、同年○月 頃から不安感や動悸、頭痛などの症状が 認められ、平成○年○月からリフレック スを主剤としたなどと記載されている。 本資料からは、障害認定日当時において、 請求人は、仕事上のストレスにより睡眠 障害、食欲低下、嘔吐、思考力低下、不 安感、加えて、動悸、頭痛などの身体症 状があったことがうかがわれるが、障害 認定日当時の具体的な日常生活能力の判 定・程度など記載はなく、本資料によっ て本件障害の状態がいかなるものであっ たかを判断することはできない。

資料⑤、⑥は、平成○年、平成○年、 平成○年、平成○年当時の処方内容について記載されているものであり、本資料によって本件障害の状態がいかなるものであったかを判断することはできない。

資料⑦は、指定医療機関をd病院、e 薬局f店とする自立支援医療受給者証 で、本資料によって本件障害の状態がい かなるものであったかを判断することは できない。

資料⑨は、請求人にかかる平成○年○ 月○日から同年○月○日までの外来診療 録であり、障害認定日当時の状態につい ての記載は全くなく、本資料によって本 件障害の状態がいかなるものであったか を判断することはできない。

以上みてきたように、請求人の障害 認定日当時の当該傷病による障害の状態 は、仕事上のストレスが原因となり、不 眠、食欲低下、思考力・集中力の低下、 不安、抑うつなどが認められ、嘔気、頭 痛など身体的症状があり、アルバイトな どに行っていたことが推察されるもの の、提出されている各資料によっても、 またこれら複数の資料を併せてみても、 障害認定日当時において請求人が、当該 傷病により具体的にどのような日常生活 能力があったのか、いかなる日常生活能 力の程度の状態にあったかを判断するこ とはできず、当時の障害の状態が、国年 令別表あるいは厚年令別表第1に定める いかなる程度に該当するかどうかについ て、これを客観的かつ公正、公平に判断 することはできない。

なお、審理期日において、請求人は、 平成○年○月○日付「意見書」を提出し、 医学の知識と実務経験のあるA医師であ れば現在の請求人の様子、状態を診てC 医師のカルテで当時(認定日)の診断書 は作成可能であったなどと主張している ものの、障害認定日当時の請求人の当該 傷病による障害の状態である適切な食 事、身辺の清潔保持、金銭管理と買い物、 通院と服薬、他人との意思伝達及び対人 関係、身辺の安全保持及び危機対応、社 会性などについて、それがどのような障 害の状態にあったか、また、日常生活能 力の程度がどのようなものであったかに ついては、医師であったとしても、実際 に面接・診察をしていない限り、後から それらが具体的にどのようなものであっ たかを判断することはできないものであ り、請求人の上記主張によって、前記の 判断が左右されることにはならない。

6 以上のとおりであり、本件において提出された資料によっては、障害認定日における当該傷病による本件障害の状態を判断することができないのであるから、

その障害の状態が国年令別表及び厚年令別表第1に定める障害の程度に該当しないとして、障害給付を支給しないとした原処分1は、その結論において相当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。